

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社じげん

【英訳名】 ZIGEXN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾 丈

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

【電話番号】 (03) 6432-0352

【事務連絡者氏名】 執行役員 波多野 佐知子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

【電話番号】 (03) 6432-0352

【事務連絡者氏名】 執行役員 波多野 佐知子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年3月31日
売上収益	(百万円)	3,489	2,807	13,199
税引前四半期(当期)利益	(百万円)	1,067	597	3,800
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益	(百万円)	733	423	2,669
四半期(当期)利益	(百万円)	732	421	2,670
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益	(百万円)	731	423	2,662
四半期(当期)包括利益	(百万円)	730	421	2,663
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	14,329	15,692	16,261
資産合計	(百万円)	20,787	21,519	22,406
基本的1株当たり四半期(当期)利益	(円)	6.60	3.84	24.02
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益	(円)	6.60	3.84	24.02
親会社所有者帰属持分比率	(%)	68.9	72.9	72.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	530	155	2,144
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	115	149	1,642
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	620	314	1,160
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	7,079	6,324	6,631

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、当社グループの事業、財政状況及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染拡大や2020年4月以降の緊急事態宣言を受けて、人材領域においては短期的に採用需要が減退し、生活領域の自動車分野においては特に海外における経済活動制限の影響によって、顧客企業やユーザーの動きが鈍化する等、一時的な業績の落ち込みが見られました。このような事業環境のもと、当社グループは、引き続き、既存事業の展開領域及び展開地域の拡張と新規事業の創出並びにビジネスモデルの多様化に努めて参りました。また、主に中小規模の法人顧客の商流に組み込まれ、安定的な業績貢献が見込まれる「積み上げ型収益」の拡充を、優先的に取り組むべき重要な経営課題と認識して注力しております。

当社グループの事業は、ライフメディアプラットフォーム事業とその他事業で構成されております。

ライフメディアプラットフォーム事業における注力分野である『人材領域』、『不動産領域』、『生活領域』の状況は以下のとおりです。

a.人材領域

人材領域は、『アルバイトEX』、『dジョブ』、『転職EX』等の求人に関連するアグリゲーションメディアと株式会社リジョブ(美容、リラクゼーション、介護等の領域に特化した求人情報を提供する媒体『リジョブ』を運営)、株式会社三光アド(東海地方に特化した求人情報を提供する媒体『求人情報ビズ』等を運営)、株式会社ブレイン・ラボ(人材紹介会社、人材派遣会社向けの業務システム『キャリアプラス』、『マッチングッド』を運営)等から構成されております。

当領域に係る外部環境に関して、2020年4、5月の緊急事態宣言下では理美容、リラクゼーション、飲食等の業種のお客様が店舗休業等を余儀なくされ、短期的な採用需要は急激に減少いたしました。一方で緊急事態宣言が明けて以降は採用意欲の緩やかな復調が見られ、『リジョブ』においては、新規契約と利用再開の合計顧客社数が6月単月で2019年通年平均並みまで回復しており、5月を底に再び収益を積み上げ始められている状況です。また、当領域のユーザーサイドでは引き続き求職者、仕事探しをされている方の動きは堅調でした。

当社グループでは、引き続き、景気連動する求人広告市場において、景気に相関する掲載課金モデルと景気に相関しづらい成果報酬課金モデルを両有し、安定的に収益を生み出すことを志向しております。

b.不動産領域

不動産領域は、『賃貸スモッカ』、『ミノリノ』、『引越し見積もりEX』等の不動産に関連するアグリゲーションメディア及び特化型メディアと『エリアビジネスマーケティングプロジェクト』、及び2020年2月3日に株式取得した、株式会社アイアンドシー・クルーズ(リフォーム工事を手掛ける工務店を提供する媒体『リショップナビ』等を運営)から構成されております。当領域に係る外部環境は、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、比較的安定して推移してまいりました。

『賃貸スモッカ』においては、積み上げ型収益の取引者数が安定的に増加傾向にあり、比較的堅調に推移しております。『リショップナビ』においては、リフォーム工事業者の出稿需要は堅調に推移したことに加え、一般ユーザーの緊急事態宣言前後における巣ごもり需要の一環として住宅リフォーム、リノベーションの意欲は拡大傾向にあり、収益は拡大しました。

2020年7月1日には、株式会社アイアンドシー・クルーズを消滅会社、株式会社じげんを存続会社とし、吸収合併しました。これにより、不動産領域における事業成長の加速、法人顧客の商流獲得による積み上げ型収益の拡充による企業価値向上を目指します。

c.生活領域

生活領域は、『中古車EX』、『TCV』等の自動車に関連するアグリゲーションメディア及び特化型メディアと株式会社アップルワールド(海外ホテル予約媒体『アップルワールド』等を運営)から主に構成されております。

自動車分野においては、中古車輸出支援サイト『TCV』を通じて、海外ユーザー向けの中古車関連メディアの事業成長を企図しています。

『アップルワールド』では、前連結会計年度、仕入先や旅行代理店との関係性の強化により、主力の国内旅行代理店向け海外ホテル予約サービスが伸長し、売上拡大と利益率改善が進んでおりましたが、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、我が国や諸外国における渡航制限等の影響により、ビジネス・レジャー共に既存予約のキャンセルや新規予約の減少が発生し、当第1四半期連結累計期間における収益は大幅に減少しております。

その他事業においては、株式会社にじげんを中心に、コンシューマ課金サービス、事業化を検討している新規事業を営んでおります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上収益は2,807百万円(前年同期比19.6%減)、売上総利益は2,339百万円(前年同期比20.6%減)、営業利益は599百万円(前年同期比44.0%減)、税引前四半期利益は597百万円(前年同期比44.0%減)、親会社の所有者に帰属する四半期利益は423百万円(前年同期比42.3%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は21,519百万円(前連結会計年度末比887百万円減)となりました。これは主に、現金及び現金同等物が307百万円、営業債権及びその他の債権が431百万円、その他の流動資産が156百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は5,827百万円(前連結会計年度末比316百万円減)となりました。これは主に、営業債務及びその他の債務が343百万円減少したこと等によるものであります。

(資本)

当第1四半期連結会計期間末の資本合計は15,693百万円(前連結会計年度末比571百万円減)となりました。これは主に、自己株式の取得により674百万円減少したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の期末残高は、前連結会計年度末より307百万円減少し、6,324百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、155百万円となりました。これは主に、税引前四半期利益の計上597百万円、及び法人所得税等の支払額733百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、149百万円となりました。これは主に、無形資産の取得による支出146百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、314百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入900百万円、長期借入金の返済による支出159百万円、配当金の支払額296百万円、自己株式の取得による支出675百万円、によるものであります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間より、オフィス契約の見直しや非流動性資産の再評価を通じて非経常ないし非資金性の収益・費用等を計上する可能性に鑑み、利益目標をEBITDAに変更しております。EBITDAは、営業利益+減価償却費及び償却費+減損損失により算出し、非資金項目の影響を除いた利益目標として、不透明な外部環境下においても、当社グループの事業の収益性をより効果的に測るための主要な経営指標であると考えております。

当第1四半期連結累計期間のEBITDAは834百万円となりました。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は0百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社アイアンドシー・クルーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、2020年7月1日付で吸収合併いたしました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	111,700,000	111,700,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	111,700,000	111,700,000		

(注) 提出日現在発行数には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

決議年月日	2020年5月14日
付与対象の区分及び人数	当社の取締役1名、従業員3名、当社子会社の取締役3名
新株予約権の数	15,500個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,550,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	356円(注)2
新株予約権の行使期間	2024年5月15日～2024年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とします。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2020年5月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果

果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年5月13日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金356円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期において営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

- (a) 営業利益が3,800百万円以上となった場合 行使可能割合：10%
- (b) 営業利益が5,000百万円以上となった場合 行使可能割合：50%
- (c) 営業利益が6,500百万円以上となった場合 行使可能割合：67%
- (d) 営業利益が8,200百万円以上となった場合 行使可能割合：83%
- (e) 営業利益が10,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%

なお、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2023年3月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		111,700,000		2,526		2,126

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 577,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 111,107,800	1,111,078	
単元未満株式	普通株式 15,000		
発行済株式総数	普通株式 111,700,000		
総株主の議決権		1,111,078	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。なお、2020年6月30日時点の発行済株式総数については、(4)発行済株式総数、資本金等の推移に記載の通りであります。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社じげん	東京都港区虎ノ門 三丁目4番8号	577,200		577,200	0.51
計		577,200		577,200	0.51

(注) 当社は2020年5月14日開催の取締役会において、2020年5月15日から2021年5月14日までを取得期間とした自己株式の取得を決議し、当第1四半期会計期間末日までに2,011,700株を取得しました。この結果、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、2,588,900株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」)に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2020年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		6,631	6,324
営業債権及びその他の債権		2,014	1,582
その他の金融資産	6	3	26
その他の流動資産		783	626
流動資産合計		9,430	8,559
非流動資産			
有形固定資産		141	134
使用権資産		1,211	1,134
のれん		9,428	9,428
無形資産		1,348	1,384
その他の金融資産	6	470	471
繰延税金資産		378	409
その他の非流動資産		1	0
非流動資産合計		12,977	12,960
資産合計		22,406	21,519

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2020年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金	6	431	337
営業債務及びその他の債務		861	517
その他の金融負債	6	1,379	1,125
未払法人所得税等		535	257
引当金		170	160
リース負債		416	412
その他の流動負債		769	665
流動負債合計		4,560	3,473
非流動負債			
借入金	6	622	1,467
引当金		128	131
リース負債		753	693
繰延税金負債		44	34
その他の非流動負債		35	29
非流動負債合計		1,582	2,354
負債合計		6,142	5,827
資本			
資本金	9	2,552	2,552
資本剰余金	9	2,538	2,538
利益剰余金		11,578	11,668
自己株式	9	401	1,075
その他の資本の構成要素	9	6	9
親会社の所有者に帰属する 持分合計		16,261	15,692
非支配持分		2	1
資本合計		16,264	15,693
負債及び資本合計		22,406	21,519

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上収益	5,7	3,489	2,807
売上原価		544	468
売上総利益		2,945	2,339
販売費及び一般管理費		1,890	1,753
その他の収益		17	15
その他の費用		3	1
営業利益	5	1,069	599
金融収益	5	0	0
金融費用	5	2	1
税引前四半期利益	5	1,067	597
法人所得税費用		335	176
四半期利益		732	421
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		733	423
非支配持分		1	2

1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	8	6.60	3.84
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	8	6.60	3.84

(3)【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期利益		732	421
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	9	2	1
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		2	1
その他の包括利益合計		2	1
四半期包括利益		730	421
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		731	423
非支配持分		1	2

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
2019年4月1日残高		2,542	2,528	9,134	401	0	13,802	-	13,802
会計方針の変更による累積的影響額		-	-	2	-	-	2	-	2
2019年4月1日調整後残高		2,542	2,528	9,131	401	0	13,800	-	13,800
四半期利益		-	-	733	-	-	733	1	732
その他の包括利益		-	-	-	-	2	2	-	2
四半期包括利益合計		-	-	733	-	2	731	1	730
新株予約権の行使	9	10	10	-	-	0	20	-	20
新株予約権の発行	9	-	-	-	-	1	1	-	1
配当金	10	-	-	222	-	-	222	-	222
非支配持分を伴う子会社の設立		-	-	-	-	-	-	2	2
所有者との取引額合計		10	10	222	-	1	201	2	199
2019年6月30日残高		2,552	2,538	9,642	401	2	14,329	1	14,330

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
2020年4月1日残高		2,552	2,538	11,578	401	6	16,261	2	16,264
四半期利益		-	-	423	-	-	423	2	421
その他の包括利益		-	-	-	-	1	1	-	1
四半期包括利益合計		-	-	423	-	1	423	2	421
新株予約権の発行	9	-	-	-	-	16	16	-	16
配当金	10	-	-	333	-	-	333	-	333
自己株式の取得	9	-	-	-	674	-	674	-	674
その他	9	-	0	-	-	0	0	-	0
所有者との取引額合計		-	0	333	674	16	992	-	992
2020年6月30日残高		2,552	2,538	11,668	1,075	9	15,692	1	15,693

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		1,067	597
減価償却費及び償却費		187	235
金融収益及び金融費用(は益)		0	1
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)		186	436
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)		44	381
預り金の増減額(は減少)		30	47
未払消費税等の増減額(は減少)		101	179
その他		118	137
小計		1,208	885
利息及び配当金の受取額		0	0
利息の支払額		1	1
法人所得税等の支払額		678	733
法人所得税等の還付額		-	5
営業活動によるキャッシュ・フロー		530	155
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		30	-
有形固定資産の取得による支出		61	10
無形資産の取得による支出		95	146
敷金・保証金の差入れによる支出		22	-
敷金・保証金の回収による収入		31	7
その他		2	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		115	149
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		20	10
長期借入れによる収入		-	900
長期借入金の返済による支出		420	159
リース負債の返済による支出		51	109
新株予約権の行使による株式の発行による収入	9	20	-
配当金の支払額	10	190	296
自己株式の取得による支出	9	-	675
その他		1	15
財務活動によるキャッシュ・フロー		620	314
現金及び現金同等物の換算差額		6	0
現金及び現金同等物の増減額		199	307
現金及び現金同等物の期首残高		7,278	6,631
現金及び現金同等物の四半期末残高		7,079	6,324

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社じげん(以下、当社という)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。

2020年6月30日に終了する当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下、当社グループという)から構成されております。なお、当社の株式を45.0%所有している株式会社じょうげんは、資産管理会社であり、当社の代表取締役社長執行役員CEOである平尾丈によって完全所有されております。当社グループの最終的な支配当事者は平尾丈であります。

当社グループは、複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なアプリケーションメディアを中核としたライフメディアプラットフォーム事業を中心に展開し、人材、不動産、自動車、旅行といった生活に関わる幅広い領域にサービスを展開しております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。なお、要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報を含んでいないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものであります。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表の作成に適用した重要な会計方針は、他の記載がない限り、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を用いて算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う海外渡航の制限、旅行需要の減少、景況感悪化による求人活動の抑制等の影響による不確実性を考慮した上で、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識します。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度の連結財務諸表と同様であり、新型コロナウイルス感染症の影響について当連結会計年度の上期(2020年4月1日から2020年9月30日)に生活領域のサービスや求人に関連するメディアへの需要が一時的に大きく落ち込み、その後、各地域での感染拡大終息や経済活動再開に伴って需要が徐々に回復していくと仮定しております。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、主としてインターネット・紙メディア関連事業並びにこれらに付帯する業務である「ライフメディアプラットフォーム事業」を展開しており、報告セグメントは1つであります。

(2) 報告セグメントの売上収益及び業績

報告セグメントの売上収益及び業績は次のとおりであります。

報告セグメント間の売上収益は、市場実勢価格に基づいております。

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	要約四半期 連結損益計算書 計上額
	ライフメディア プラットフォーム 事業				
売上収益					
外部顧客への売上収益	3,364	126	3,489	-	3,489
セグメント間の内部売上収益又は振替高	-	18	18	18	-
計	3,364	143	3,507	18	3,489
セグメント利益(注)2	1,055	18	1,073	4	1,069
営業利益					1,069
金融収益					0
金融費用					2
税引前四半期利益					1,067

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業化を検討している新規事業及びコンシューマ課金サービス事業等であります。
2. セグメント利益は、売上収益に売上原価、販売費及び一般管理費、その他の収益、その他の費用を加減算して算定しております。
3. 資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	要約四半期 連結損益計算書 計上額
	ライフメディア プラットフォーム 事業				
売上収益					
外部顧客への売上収益	2,675	132	2,807	-	2,807
セグメント間の内部売上収益又は振替高	-	20	20	20	-
計	2,675	152	2,827	20	2,807
セグメント利益(注)2	572	31	603	4	599
営業利益					599
金融収益					0
金融費用					1
税引前四半期利益					597

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業化を検討している新規事業及びコンシューマ課金サービス事業等であります。
2. セグメント利益は、売上収益に売上原価、販売費及び一般管理費、その他の収益、その他の費用を加減算して算定しております。
3. 資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

6. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び負債の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融資産（定期預金）、その他の金融負債（預り金）

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

敷金・保証金

敷金・保証金については、償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

借入金

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

その他の金融資産及びその他の金融負債（デリバティブ）

デリバティブの公正価値は、金融機関又は外部の評価会社より入手した見積価格や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により、算定しております。

(2) 帳簿価額および公正価値

要約四半期連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産				
敷金・保証金（注）1	460	462	453	454
償却原価で測定される金融負債				
長期借入金（注）2及び（注）3	1,053	1,052	1,794	1,792

（注）1．敷金・保証金の公正価値は、レベル2に該当しております。

2．長期借入金の公正価値は、レベル3に該当しております。

3．1年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

(3) 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

レベル1：当社グループが測定日にアクセスできる、同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能なもの

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

公正価値のヒエラルキーごとに分類された、要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で認識している金融資産及び金融負債は次のとおりであります。また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

（単位：百万円）

前連結会計年度 (2020年3月31日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債					
その他の金融負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債					
デリバティブ	0	-	0	-	0
負債合計	0	-	0	-	0

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
デリバティブ	0	-	0	-	0
資産合計	0	-	0	-	0

なお、前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、レベル1、2及び3の間の振替は行っておりません。

7. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)				
	ライフメディア プラットフォーム事業	その他	小計	調整額	合計
人材領域	2,367	-	2,367	-	2,367
不動産領域	589	-	589	-	589
生活領域	407	-	407	-	407
その他	-	143	143	18	126
合計	3,364	143	3,507	18	3,489

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)				
	ライフメディア プラットフォーム事業	その他	小計	調整額	合計
人材領域	1,714	-	1,714	-	1,714
不動産領域	780	-	780	-	780
生活領域	181	-	181	-	181
その他	-	152	152	20	132
合計	2,675	152	2,827	20	2,807

8. 1株当たり利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	733	423
四半期利益調整額	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	733	423
期中平均普通株式数(株)	111,083,941	110,227,755
普通株式増加数		
新株予約権(株)	54,949	-
希薄化後の期中平均普通株式(株)	111,138,890	110,227,755
親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	6.60	3.84
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	6.60	3.84

9. 資本及びその他の資本項目

(1) 発行済株式数及び資本金等の金額

発行済株式総数及び資本金等の残高の増減は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

	発行済株式数 (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	自己株式数 (株)
2019年3月31日	111,641,200	2,542	2,528	577,290
期中増減(注3)	58,800	10	10	-
2019年6月30日	111,700,000	2,552	2,538	577,290

- (注) 1. 当社の発行する株式は、無額面普通株式であります。
2. 発行済株式は、全額払込済となっております。
3. 発行済株式総数の増加は新株予約権の行使によるものであります。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

	発行済株式数 (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	自己株式数 (株)
2020年3月31日	111,700,000	2,552	2,538	577,290
期中増減(注3)	-	-	0	2,011,700
2020年6月30日	111,700,000	2,552	2,538	2,588,990

- (注) 1. 当社の発行する株式は、無額面普通株式であります。
2. 発行済株式は、全額払込済となっております。
3. 自己株式数の増加は2020年5月14日開催の取締役会の決議により取得したものであります。

(2) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減及び内容は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	在外営業活動 体の 換算差額	合計
2019年3月31日	1	-	1	0
新株予約権の発行による増加	-	1	-	1
新株予約権の行使による減少	0	-	-	0
在外営業活動体の換算差額	-	-	2	2
2019年6月30日	0	1	3	2

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	在外営業活動 体 の換算差額	合計
2020年3月31日	0	1	-	8	6
新株予約権の発行による増加	-	-	16	-	16
その他	0	-	-	-	0
在外営業活動体の換算差額	-	-	-	1	1
2020年6月30日	0	1	16	8	9

10. 配当金

(1) 配当金支払額

配当の総額は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月18日 取締役会	普通株式	222	2	2019年3月31日	2019年6月13日

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	333	3	2020年3月31日	2020年6月15日

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. 要約四半期連結財務諸表の承認

本要約四半期連結財務諸表は、2020年8月12日に代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾丈によって承認されております。

2【その他】

2020年5月14日開催の取締役会において、2020年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	333百万円
1株当たりの金額	3円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年6月15日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

株式会社じげん
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 川 謙 二

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社じげんの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社じげん及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。